

## スマートフォン時代に対応した青少年のインターネット利用に関する連絡会開催要綱

### (名称)

第1条 この団体は、スマートフォン時代に対応した青少年のインターネット利用に関する連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 連絡会は、スマートフォンが青少年にも急速に普及してきている中、スマートフォンを青少年が安心・安全に利用するため、関係者（自治体、警察、PTA、学校関係者、有識者、事業者、地方総合通信局等）が幅広く連携し、情報共有及び普及啓発を行うことを目的とする。

### (事業)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため、近畿管内の関係機関及び関連団体と連携し、スマートフォンを青少年が安心・安全に利用するために青少年や保護者等が把握しておくべき情報の提供やリテラシー向上のため次に掲げる事業を行う。

- (1) スマートフォンに関する最新情報の提供等
- (2) スマートフォンの安心・安全な利用をテーマとした普及啓発活動
- (3) 構成員相互間の情報共有
- (4) その他、連絡会が必要と認める事業の実施に関すること

### (構成員)

第4条 連絡会の構成員は別紙のとおりとする。

### (運営)

第5条 連絡会の円滑な運営を図るため、座長を置く。

- 2 座長は、構成員の互選により選出する。
- 3 連絡会の会議は、座長が必要の都度招集し、主宰する。
- 4 座長は、必要に応じ、第4条（構成員）以外の関係者に出席を求めることができる。

### (連携体制)

第6条 連絡会事務局は、構成機関及び構成団体の構成員によるメールリストを作成し、関係者間の情報共有を推進するとともに、関係者の各種取り組み等について情報発信を行うものとする。

### (事務局)

第7条 連絡会の事務局は、近畿総合通信局情報通信部電気通信事業課内におく。

### (その他)

第8条 その他必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。